表 紙 ▮ 18歳から 「大人」 になる!?

2,3頁 | 若者の契約トラブル注意報 | うまい話は警戒せよ!

4 頁 | イベント情報



弥栄中学校の生徒と作成した消費者教育補助資料

成年年齢が18歳になります

明治時代から今日まで約140年間、日本の成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。

■新成人となる日と成年年齢

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日~2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日~2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



成年に達するとなにが変わる?

民法では、成年年齢は**「1人で契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」**としています。新成人になると、クレジットカードをつくることやローンを組むことが、親権者の同意を得ずに自分 1 人でできる反面、親権者の同意を得ずに行った契約を取り消す「未成年者の契約取消権」がなくなります。そのため、社会経験に乏しく親権者の保護がなくなったばかりの新成人を狙った悪質な業者により、契約トラブルに巻き込まれる心配があります。

実際に「SNSで知り合った友人に儲かる話を勧められ、借金をして高額な契約をしたが、やっぱりやめたい」など、20代の方から借金をしてまで契約をしたという相談が寄せられています。

契約トラブルを少しでもなくすために

新成人の契約トラブルを少しでもなくすためには、契約トラブルの実情や実際 にトラブルになったときの相談窓口等を事前に知っておくことが大切です。

そこで重要になるのが学習機会の確保で、学校の授業も大切な学習機会です。 当センターでは、消費者教育の補助資料として「マルオ君の消費者ものがたり 契約編」を弥栄中学校の生徒と協力して作成しました。

授業の導入や補助、復習用など色々な場面で活用可能な環境を整えています。





若者の契約トラブル注意報と

進学や就職など春は多くの若者が新しい生活をスタートさせる季節です。家族から離れひとり暮らしを始める方もいるでしょう。自分自身で物事を決める機会が増え自由と共に責任も感じるのではないでしょうか。また、気をつけていても思わぬ契約トラブルに巻き込まれることがあるので、消費生活センターに寄せられる事例をぜひ参考にしてください。

事例1 歌手のオーディションに合格したら、高額なレッスン契約をすることに…



MAL

ネット広告を見て歌手のオーディションに応募し、試験会場で歌ったり自己PRをした。数日後ビルの一室でプロデューサーと面談し、合格だと言われ契約書にサインした。すると、デビューするにはレッスンが必要との話が出て、週1回半年間のレッスンで30万円かかるので、すぐクレジットカードを作って払うよう促され、仕方なく応じた。けれど、サインする前に金額の説明がなく、レッスン代が高いので解約したい。

歌手・モデル・タレントなどのオーディションに合格したが、高額なレッスン契約を勧められたという相談が寄せられています。事例のようにクレジットカードをすぐ作るよう言われ、決済させられることもあります。事務所に登録しても報酬がすぐ入るとは限らないので、契約内容をよく検討してからサインしましょう。サインしてしまい、おかしいなと考えたら、早急に消費生活センターに相談しましょう。

事例2 借金をして投資用教材(USBメモリ)を買ったが、解約したい



成人になった頃、高校時代の友人にうまい話があると言われ、後日喫茶店で会った。その場に別の人が合流し「この投資用教材で簡単に儲けられる。 友達を1人紹介すれば5万円のマージンが入る。」と説明された。教材が50万円するので、友人を信頼して教えられたとおり、学生ローンで資格学校の費用とウソをついてお金を借り購入した。しかし儲からないし、友達を自分と同じように誘いたくないので解約したい。

販売組織の会員が他の人を加入させてマージンをもらい、組織を拡大していく商法を「マルチ商法」と言います。成人になった途端に、マルチ組織に入った友人に誘われ、高額な商品を買わされるといったトラブルが毎年起こっています。また、学生ローンの申込時にウソの申告をしては絶対にいけません。そのようなことを勧めること自体問題です。友人の誘いでもはっきり断る勇気が大切です。クーリング・オフや中途解約、取消しなどで契約を解消できるかもしれないので、早急に消費生活センターに相談しましょう。

JAMA!

事例3 サプリのネット広告を見て、1回限りの"お試し"のつもりが定期購入に…



絶対痩せるとうたった"お試し"サプリのネット広告を見て、1回限りと思いダイエットサプリを購入したつもりが、1か月毎に届く定期購入になっていた。2回目以降の正規料金は、お試し料金の5倍もするうえ、届いたサプリを飲んだら湿疹が出来たため解約したいが、所定の4回分を購入しないと解約できないと言われた。

アドバイス 通信販売では、クーリング・オフによる解約ができません。解約をするときは、業者の定めた利用規約や返品規定に従うことになります。広告につられて安易に申し込みをせず、解約するための条件や返金保証の有無、返品方法など契約内容をよく確認しましょう。 ほかにも、健康食品や化粧品は体に合わない場合があるので、体に異常が出たときは、すぐに医療機関を受診しましょう。

事例4 ネット通販で代金を支払ったけど、注文したブランドのコートが届かない…



SNSの広告で、人気海外ブランドのコートを格安で販売しているネットショップを見つけたので注文し、代金を銀行振込みしたが、2週間経ってもコートが届かない。改めてショップのサイトを確認したところ、電話番号の記載がなく、何度もメールで問い合わせたが、返信がない。ショップの住所を調べてみたら、そこには実在しなかった。

アドバイス 日本語表記のサイトであっても、全てが信用できるとは限りません。事例のように 電話番号の記載がなかったり、ショップの住所が正しくないネット通販の利用はや めましょう。また、海外の業者によるネット通販のトラブルが増えています。正規販売店より極端 に値段が安い、日本語の表現がおかしい、代金が前払いかつ振込先の銀行口座が個人名等のサイトも利用を控えましょう。ときには注文前に確認の電話をかけてみるくらいの慎重さも必要です。

通信販売を利用する際の注意点

通信販売は、法律で、解約・返金等の取引条件を広告に表示することが義務付けられています。クーリング・オフは適用されず、業者の返品規定に従うことになります。業者が返品の可否・条件を表示してしない場合は、商品を受け取った日から8日間は、解約・返品することができます。

ほかに、安全な情報送信が可能なセキュアモードに対応しているか(アドレスバーに鍵マークが表示される)、URLに不自然さがないかも確認しましょう。

外国事業者との トラブルに関す ること 国民生活センター越境消費者センター(CCJ) ご相談は、受付フォームからメール送信又はFAX URL https://www.ccj.kokusen.go.jp





消費生活に関わる安全·安心情報をお届け! 相模原市消費生活メールマガジン









- **❶ QRコードから読み込んだアドレスへ空メール**
- ② 届いた本登録用のメールから登録フォームに アクセス
- ③ 必要事項 (年代・性別・お住まいの地域を選択) を入力
- 4 登録ボタンを押す

はなっていうのあまりませ

第1部

消費者被害から高齢者を守れ!!

中学生による演劇を開催します。

いつどこで悪質な業者から誘いが来るか分かりません。

もし自分にこんなことが起こったら……

演劇を見て疑似体験してみませんか?

時 間:10:00~11:00 定 員:100人(先着順)



第2部

商品テスト施設見学会を開催します!

普段の生活で使用しているその商品、安全か気になりませんか? 国民生活センターでは、日頃から皆さんが使う身近な商品について、 生活者目線で安全性などのテストを行っています。

この機会に、日常生活の安全・安心を支える現場を見てみませんか?

時 間:11:15~12:15 定 員:45人(先着順)

※見学する際、階段の昇り降りがあります。

申 込:電話で消費生活総合センターへ

雷 話: 042-776-2598

申込期間:5月1日~5月17日

象: 相模原市在住か在勤・在学の人

催:独立行政法人国民生活センター

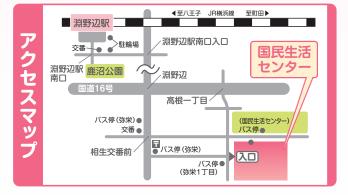
5月18日€

※第1部・2部 いずれかのみの 参加も可

対

#

独立行政法人国民生活センタ-相模原事務所(中央区弥栄3-1-1)



消費生活

発

消費生活総合センター ☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内(JR相模原駅 セレオ相模原4階)

相談日時:毎日(年末年始を除く)午前9時~午後4時 ※第2·第4金曜日は午後6時まで ※第2·第4金曜日は午後6時まで ※第2·第4金曜日は午後6時まで

行●相模原市消費生活総合センター

電 話 042-776-2598

FAX-042-776-2814